平成２５年（フ）第３１３９号
大阪市東淀川区大道南２―４―23　なかよしマンション東淀川408号室、住民票上の住所大阪府茨木市学園町３番２―102号
債務者　岩田　　彰
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２０６号
大阪府吹田市岸部南３丁目30番１―705号
債務者　久保　悦子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３０７号
大阪市此花区酉島１丁目18番19―203号
債務者　服部金太郎
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３６４号
大阪府寝屋川市成美町２番21号
債務者　赤堀　正博
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３６９号
大阪府門真市北巣本町26番８―２号
債務者　平岡　雄二
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３７０号
大阪府門真市北巣本町26番８―２号
債務者　平岡かおり
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３８５号
大阪市西成区中開２丁目２番22―615号
債務者　小森　　肇
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４０５号
大阪市住之江区安立１丁目７番２号
債務者　伊藤　元信
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４１５号
大阪府豊中市蛍池西町１丁目11番18―204号
債務者　九條　利美
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３６５号
さいたま市浦和区木崎２丁目８番10号
破産者　株式会社環境テクノロジー
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
札幌市東区伏古９条３丁目３番８号
破産者　三功技研開発株式会社
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３８号
山形県天童市大字荒谷1973番地の102の２
破産者　マルトミ運輸株式会社
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６８号
新潟県加茂市八幡１丁目１番１号
破産者　高野満里子
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１０号
新潟県燕市白山町３丁目30番24号　アルクールＤ―102号、前住所新潟県燕市東太田3537番地丙
破産者　笠原　忠人
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第２３７号
神戸市兵庫区明和通３丁目１番３号
破産者　株式会社北林製作所
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７７号
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字荻野2492番地６
破産者　株式会社コーエイリース
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
岩手県奥州市江刺区八日町１丁目１番２号ガーデンシティ103号室、前住所岩手県北上市本石町１丁目５番15号　伊藤平住宅Ｂ号
破産者　菅原　稲子
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第２５号
群馬県太田市東本町57番32号
破産者　エスミ商事株式会社
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第４０号
群馬県みどり市大間々町大間々2019番地８
破産者　株式会社ＷＩＮ
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第８５号
群馬県桐生市境野町４丁目1126番地の２
破産者　田中　享子
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部